

議案議第 2 号

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月提出

鹿児島県議会議会運営委員長 瀬戸口三郎

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（平成9年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に，「旅費法」を「旧旅費法」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い，所要の改正をしようとするものである。